

平成27年 6月25日制定

建築士事務所の監督処分の基準

1 基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、建築士法第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分等（処分及び文書による注意をいう。）を行うものとする。

2 監督処分等の基準

建築士事務所の監督処分等は、別表第1の基準により行うものとする。ただし、過去に監督処

分等（文書による注意にあっては、2年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第2の基準により監督処分を行うものとする。

3 処分等に伴う措置

(1) 建築士事務所の開設者に対して処分を行うに当たっては、本人（法人である場合は、その代表者）及び管理建築士を出頭させ、処分等の理由を具体的に指摘して、今後不適切な行為のないよう厳に説諭することとする。

(2) 建築士事務所の開設者に対して戒告以外の処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があった場合は、告発することとする。

4 公告等

処分等を行った場合は、監督処分を行った年月日、監督処分を受けた建築士事務所の名称及び

所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつ

ては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号を、島根県報により

公告するものとする。

5 施行期日等

この基準は、平成27年 6月25日から施行する。ただし、この処分基準の施行の日前に 島根県建築士審査会の同意を得て処分内容の確定しているものについては、なお従前の例によ る。

別表第1

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
法第26条第1項の各号に該当するとき。	登録の取消し
法第26条第2項の各号に該当するとき。 1 第1号に該当するとき。 (1) 法第22条の3の3第1項から第3項に該当するとき (2) 法第24条の2から第24条の8に該当するとき	→建築士事務所の開設者である建築士に 対して行われる懲戒処分に準じた処分 → (1)に準じた処分
2 第2号に該当するとき (1) 法第23条の4第2項第1号に該当するとき。 ①法第8条第1号に該当するとき。 ②法第8条第2号に該当するとき。	→建築士事務所の開設者である建築士に 対して行われる懲戒処分に準じた処分 →建築士事務所の開設者である建築士に 対して行われる懲戒処分に準じた処分
(2) 法第23条の4第2項第2号又は第3号に該当するとき。	→(1)に準じた処分
3 第2号又は第3号に該当するとき。	→文書による注意又は戒告
4 第4号に該当するとき。	→管理建築士に対して行われた懲戒処分 に準じた処分
5 第5号に該当するとき。	→所属建築士に対して行われた懲戒処分 の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該 建築士事務所の業務における位置付け等 を勘案して、文書による注意、戒告又は 閉鎖
6 第6号から第8号に該当するとき。	→戒告又は閉鎖
7 第9号に該当するとき。 (1) 閉鎖命令に違反したとき。 (2) 法第26条の2第1項の規定による報 告の求め又は検査に応じないとき。	→登録の取消し →戒告又は閉鎖
8 第10号に該当するとき。	→文書による注意、戒告、閉鎖又は登録 の取消し

備考

- 1 2以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる
 行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うものとする。
(例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間
 の延長又は登録の取消しとする等。)
- 2 違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死
 傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うこととする。
- 3 法第26条第2項第10号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所の開
 設者がその業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合等である。

別表第2

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
1 別表第1の基準により文書による注意が相当であるとき。 (1) 過去に一度処分等を受けているとき。 (2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。	→戒告 →閉鎖
2 別表第1の基準により戒告が相当であるとき。 (1) 過去に一度処分等を受けているとき。 (2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。	→3月以内の閉鎖 →3月以上1年以内の閉鎖又は登録の取消し
3 別表第1の基準により閉鎖が相当であるとき。 4 別表第1の基準により登録の取消しが相当であるとき。	→相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し →登録の取消し